

(要領様式第1号)

### 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

29 上田地環第96号  
平成29年（2017年）9月12日

長野県上田地域振興局長

#### 1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 （第37条第5項含む）	事業計画概要説明会終了報告書 （勧告に基づくものを含む）	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

#### 2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）	
氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	株式会社塩沢産業 代表取締役 武田孝行 北佐久郡立科町大字宇山621番地	
申請の区分（I）	産業廃棄物処理施設の設置許可	
条例第39条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所	上田市下之条1737番地7
	② 廃棄物の処理施設の種類	中間処理施設（破砕）
	③ 処理を行う廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずに限る。）、がれき類（廃コンクリート及び廃アスファルトに限る。） 以上いずれも特別管理産業廃棄物を除く。
	④ 廃棄物の処理施設の処理能力	1,120t/日（140t/h 8時間稼働）
	⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	新 旧
	⑥ 周辺地域の範囲及びその根拠	・上田市半過自治会、下之条自治会 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)
	⑦ 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	・上田市長 ・周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・周辺地域内において農業、林業又は漁業を営む者 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号、第2号
	⑧ 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所	（日時）平成29年10月28日（土）午前10時から （場所）株式会社塩沢産業 上田工場 （上田市下之条1740番地）
	⑨ 事業計画概要書の縦覧場所、期間及び時間	（場所）長野県上田地域振興局環境課 （期間）平成29年9月13日（水）から10月12日（木）まで（土日・祝日その他の県の休日を除く。） （時間）午前8時30分から午後5時まで

### 3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対 象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第32条第2項の関係市町村長</li> <li>○第33条第2項の関係住民</li> <li>○事業計画概要書について生活環境保全上の見地から意見を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○周辺地域の範囲</li> <li>○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠</li> <li>○関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所</li> </ul>	12号	提出期限 平成29年10月12日(木) 提出先 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6 長野県上田地域振興局 環境課

\* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

#### 注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類はいずれも日本工業規格A列4番(折込可)とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・ 提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。